·特集:著作権 Part. 4

電子図書館と著作権処理

栗山正光*

筑波大学附属図書館では電子図書館システムを導入し、インターネットを介した大学の研究成果の発信を開始した。本稿では筑波大学電子図書館における著作権処理の基本的考え方および手続きの実際を紹介する。また、他の電子図書館プロジェクトにおける著作権処理の方法とも比較・検討しつつ、今後の課題についても述べる。

キーワード:電子図書館、著作権、大学図書館

1. はじめに

筑波大学附属図書館では、平成9年度、文部省の予算により電子図書館システムを導入した¹¹。実験的なシステムではなく、業務として大学の研究成果や所蔵資料を広く公開・発信する型の電子図書館は全国でもこれまでにほとんど例がなく、資料の収集・登録方法からシステムの運用まで、様々な問題を独自に検討する必要に迫られた。中でも著作権処理については、緊急かつ重要な問題として、専門家の助言も受けつつ、何度も議論が重ねられた。その結果は冊子²¹にまとめられ、研究者・教員や事務担当者の理解を得るため、学内全体に配布された。

本稿では筑波大学電子図書館における著作権処理の 概要をご紹介するとともに,他の電子図書館プロジェ クトにおける著作権処理の方法とも比較・検討しつつ, 今後の課題について整理したい。

2. 著作物利用の基本的考え方

著作権処理をめぐる議論においては,まず,著作物の利用に関する基本的な考え方をまとめようということになった。

著作物を利用するには、著作権者から著作権の譲渡 を受ける方法と著作権はそのままで利用許諾を受ける 方法の2種類がある。筑波大学電子図書館では後者、 すなわち基本的に、著作権の譲渡を得るのではなく、 著作権者から利用許諾を得る方法を取ることが最初に 確認された。

次いで、その利用許諾の獲得方法が検討された。その結果、許諾の条件や手続きを定める一括規定を設け

* くりやま まさみつ 筑波大学図書館部情報システム課 〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

Tel. 0298-53-2370

(原稿受領 1998.5.20)

て申請・登録の制度を確立しようということになった。 具体的には「筑波大学電子図書館システムへの登録に 関する実施要項」(以下、「実施要項」)という学内規則 を定めた。このように申請という方式を取ったのは、 図書館からの依頼ではなく、研究者の自発性によって 電子図書館の中身を作り上げていってほしいという願いからだが、同時に、特に複雑に著作権者が入り組んだ著作物について、申請者に著作権処理を委ねることにより、図書館が個々の著作権者から許諾を得なくても済むようにしたいという狙いもあった。

具体的な許諾要件は個々の申請書の中で個別に規定することとした。すなわち、申請書の一枚一枚に許諾要件の詳細を記した文書を付すと共に、一部の要件については、申請者が選択できるようにした。たとえば、資料の原文情報を電子化してネットワークを通じて送信する際の送信範囲(学内のみか学外までか)や公開範囲(全文か要旨のみか)を申請者は選択できる。また、電子図書館の運用にあたっては、図書館、登録申請者、利用者の三者すべてが著作権法や関係法令を遵守することが重要であり、そのための啓発活動を行う必要があることも確認された。

3. 登録申請手続きの実際

「実施要項」に定められた手続きの概略は以下のようなものである。

まず、電子図書館への登録対象とするのは次のよう な資料である。

- (1) 本学が所蔵する貴重書
- (2) 本学における研究成果(特別プロジェクトによる研究成果,文部省科学研究費による研究成果等)
- (3) 本学が学位を授与した学位論文
- (4) 本学の紀要類
- (5) 本学の学事報告書等(年次報告書,広報資料等)

(6) その他電子図書館に登録することが適当なもの図書館は、こうした資料を電子化してネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。具体的には、インターネットに接続されたサーバ上にデータをおき、現在、全世界で広く利用されている WWW (World Wide Web) を利用してアクセスできるようにする。さらにオンライン蔵書目録(OPAC)等の二次情報データベースとハイパーリンクで結び、統合された情報資源として提供する。図書館は著作物をこのように利用する際、以下の事項を遵守する。

- (1) 情報の発生元を明示する。
- (2) 著作物及びその標題の表現を改変しない。
- (3) 著作者名及び著作権の表示を行う。
- (4) 電子図書館の利用者によるデータの複製(プリントアウト, ダウンロード等) は, 調査・研究, 教育又は学習を目的とする場合に限定することを明示する。

これについては、著作権及びリンクに関する条件を明記したページ³⁾を用意し、トップページからたどれるようにした。

電子図書館に資料の登録を希望する人は、所定の申請書により附属図書館長に申請し、登録受付を得る。申請者は、その申請書において著作物の利用を認める。もし申請者が著作権者と異なる場合は、申請者が著作権者からの利用許諾を得た上で申請する。

登録申請書は資料の種類に従って、「本学紀要等」(図 1-(a),(b))、「学位論文」(図 1-(c))、「本学における研究成果」(図 1-(d))、「学事報告書等」の 4 種類を用意した。図 1 に示すように、申請書の裏面には、電子化された資料の利用内容や利用条件等、許諾要件の詳細が記されている。これは「実施要項」とほぼ同一内容だが、具体的な利用条件を申請書中に記載できるよう若干の変更が施されている。

紀要においては、申請者は発行責任者とし、投稿規 定あるいは原稿依頼文に電子図書館システムへ登録す る旨の記載をすることによって、個々の論文の著作者 からの許諾を得るようお願いしている。

学位論文に関しては、学位論文審査願の提出時に登録申請書を合わせて提出してもらうことにした。この申請書では、全文を公開するのか要旨のみにとどめるのか、送信範囲は学外までか学内のみにするのかといった条件を指定することができるようになっている。特別プロジェクト、学内プロジェクト、科学研究費等による研究成果に関しては、研究代表者に申請者となってもらい、個々の論文の著作権処理についてはやはり申請者に委ねている。一部登録できない論文等があ

る場合には、申請書にその旨を記載してもらう。大学の学事報告書や広報資料は、いわゆる職務著作(著作権法第15条)ということで著作権が筑波大学に帰属する場合が多いと思われるが、この場合も、報告書や資料の発行責任者が申請者となり、確認を済ませた上で登録申請を行ってもらう。

4. 他の電子図書館における著作権処理との 比較

学術情報センター電子図書館サービス (NACSIS-ELS) は、学協会の発行する学術雑誌のページを画像データで提供している。1998年4月現在、38学会、168タイトルの学会誌が収録されている。

NACSIS-ELS を利用するには登録申請が必要であり、登録した利用者は利用料金を支払う必要がある。利用料金は「システム利用料金」と「著作権使用料」に分けられており、「システム利用料金」については、当分の間無料、学会誌のページ毎の「著作権使用料」については、各学会が定める額を利用に応じて支払うことになっている⁵⁰。各学会が定める額は、無料というところもあれば非会員の印刷は1,000円というところもあり、様々である⁶⁰。

NACSIS-ELS が収録対象としている学会誌は、学会が著作権を集中して有していることが多いため、個々の著者にいちいち当ることなく全論文の利用許諾が得られ、過去の号に遡って電子化することが可能となっている。これに対して、筑波大学の紀要の場合、現時点では著作権に関する規定が明記されているものはほとんどなく、個々の論文の著者から許諾を得るより他にないことがバックナンバー電子化の大きな障害となっている。

奈良先端科学技術大学院大学では、平成8年より電子図書館を運用している。著作権処理に関しては、利用者を学内に限定し、ダウンロードを制限するなどの措置を講じつつ、海外も含めて学協会、出版社等と交渉し、許諾を得ている。1997年6月10日現在、図書260冊、雑誌237誌、ビデオ35タイトルの許諾の申込みを行った結果、図書56冊、雑誌139誌、ビデオ4タイトル(シリーズ)の許諾を得ているとのことである。。雑誌に関しては50%以上の許諾を得ているが、図書に関しては20%と厳しい状況にあるようだ。学内生産物の発信ももちろん行ってはいるが、力点はむしろ商業出版物を電子化して学内の研究者に提供することにある。このため筑波大学電子図書館とは著作権処理に関する問題意識もいささか異なる。筑波大学では、とりあえず学内の研究成果を学外へ発信することを第一義と考え、

(この機は記入しないこと)

英波大学附属现备缩及

電子図書館システム登録申請書(本学紀要等)

平成 年 月 8

贫政大学術展図書館長 殿

申請者(発行責任者)所属 兵久 មា 連絡先担当者 氏名 tel: fax: email:

下欄に記載した紀要(以下「本誌」という。)を、裏面の記載要件によって筑波大学電 子図書館システム(以下「電子図書館」という。)へ登録することを申請します。

(復題欄)

誌 名									
発行年・巻号	(難続分)	年	巻	号以降					
	(既発行分)	年	巻	号~	年	巻	号		
発 行 者									
紀要の種類	1. 本学が終期をう	定せず雑	表的に	絶行している	5研究	食文を	又載した	刊行	9 0
		- A2							
(〇を付す)	2. その他 1. に準	するもの							
	2. その他 1. に準 1. 本誌投稿規定に		館への	の登録を明ま	2				-
各論文の	2	二、電子図	館への	の登録を明ま	ž		年	Я	8
(○を付す) 各論文の 著作権処理 (○を付す)	1. 本誌投稿規定	、電子図4 (会議名	館への	の登録を明ま	2		年	Я	8

(a) 本学紀要等(表)

(この書は記入しないこと)

亞村 **筑家大学附其冈李鲸员**

電子図書館システム登録申請書(学位論文)

平成 年 月

筑波大学附属図書館長 殿

(標題欄)

その他

申請者 所属 氏名 EO tel: fax: email:

下欄に記載した学位論文(以下「本論文」という。)を、裏面の記載要件によって筑抜 大学電子図書館システム(以下「電子図書館」という。) へ登録することを申請します。

ĺ			(和文名)		
融	文	名	(欧文名)		
著	者	名			
送	信音	E B	1. 学内及び学外	2. 学内のみ	(〇を付す)
公	朗拿	3.5	1.全文及び要旨	2. 要旨のみ	(〇を付す)
出	凝	者			
(既	出版物	の場合)	[

(c) 学位論文

(電子化容数) 1 電子整整的は、気能大学相互影響線(以下:用基因響解」という。)が、表象大学(以下「本学」という。)において収集・生産された無料と、電子的公手段によって蓄積し本学をはじめ広内に提供することにより、参有・学習所 転せ支援するとともに、研究拡張の推進を図り、学用研究の一層の展開に貢献することを目的とする。

(データの利用内容)

(データの利用内容)
新属図書館は、本誌を衣のとおり利用する。
(1) 本誌に記載された表文の裏大学電を電子化し、(以下、電子化された情報を(データ)という。)。それらのデータをハードディスタまたは「Good Intel 特に基礎することにより、全文データベースを作業する。
(2) データは、ネットラーク上の重要がカケングとコータ重要でフラセスできる状態におく。
(3) データについては、用風想書架オンライン製造日益(GPAC)等の二次情報データベース等との間にハイパーリンクを使り、扱合された関連変響として選供する。

プラを変が、私のこれに関係者があることも関係する。
(データの利用条件)
肝質器養殖プデータの利用に乗し、次の事項を遵守する。
(1) 情報の発生元を明さすること。
(2) 著作者と見び事件権力展示を行うこと。
(3) 著作者と見び事件権力展示を行うこと。
(4) 電子砂度の利用者によるデータの複数(漁未扱からのブリントアクト、ダクンロード等)は、興奮・研究、教育文は全署を目的とする場合に限定することを明示すること。
電子図書権によるデータの近常機関表に考える。
データイの利用によるデータの近常機関を再発とする。
データイの利用になっての複雑機関を持ちる。
データーの利用になっての複雑機関を持ちる。

テータの利用についての対価は一貫をする。 財優因書館は、電子図書館の利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

(著作物の利用所及等) 6 申請者で、附属欠弊値に対し、著作権法上の基権制について著作物の利用を認める。 9 申請者と帯作者が異なる場合は、申加者は著作者をからの利用所統に得た上で申請する(著作権者が要数の場合、 当該事件物に申請者以外の書が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等)。 1. 対策者作物の利用に難して第三者との場合が生じることのだいよう。申請者はあらかじめ関係者との興奮等を行った上で申請する(当該書作物が既に他の出係者から公表されている場合等)。

(データの一部打正、連年又は利除) 11 登録されたデータに一般打正、選加又は利除の必要が生じた場合、申請者は打正、通知又は利除理由を 付して、データの一部打正、選を又は利除の申削を行うことができる。

(19個界部委件の変更) 13 登録されたデータの応用発展委件の変更を感覚する場合は、中周者は変更用出を行して、利用非常要称の変更を申 数することができる。

(受払の所除) 3. 登録されたデータの解除と希望する場合は、申務者は解除理由を付して、登録解除を申請することができる。 16. 登録されたデータに存作権の保管等の事実が認められた場合は、形実区委察は解除資由を打して、申請者に登録解 除を追加することができる。

(登録の有効期間)

(東東の月初州間) 5 登録の有効期間は1年間とする。なお、有効期間方に申請者から特に申し出がない場合、有効期間をさらに1年間 日勤的に返去するものとし、その終予日以降もの様に自動的に延えを修り返すものとする。4位原質について申し 出があった場合は、以申見行される本誌は電子必需値に参与されないが、有効原期内に登録したデータは確認して 使用できる。

(運営組織) 16 電子図書館における景味及び解除等に関する運営組織については常に定めところによる。

(その起) 17 この申請書に記載されていない事項については、必要に応じて、83途申請者及び附員図書館が議職することとする。

(b) 本学紀要等(裏)

(この機は記入しないこと) 年月 **亚氨香**异 筑波大学附属图書館長 Ð

電子図書館システム登録申請書(本学における研究成果)

平成 年 月

筑波大学附属図書館長 殿

申請者(研究代表者)所屬 Ħ. 氏名 連絡先担当者 氏名 tel: fax: email:

下欄に記載した研究課題に関する研究成果【以下「本研究成果」という。)を、裏面の記載要件によって **筑皮大学電子図書館システム(以下「電子図書館」という。) へ登録することを申請します。**

研究典題				
プロジェクトの種類	1. 特別プロジェクト 2. 学内プロジェクト 3. 科学研究費			
(○を付す)	4. その他(具体的に)	
研究年度				
研究者の所属等	1. 本学の教職員(個人)			
(〇を付す)	2. 本学の製職員のみで構成されるグループ			
	3. 他大学等の研究者を含むグループ(研究代表者は本学に所属)			
各論文の著作権処理	1. 職務上の著作 (著作権は筑設大学に帰属)			
(〇を付す)	2. 会議等で決定 (会議名	年	月	В
	3. その他 (具体的に			
送信義閉	1. 学内及び学外 2. 学内のみ (○を付す)			
公開、範囲	1. 全文			
(○を付す)	2. 一部を除く			
	(登録しない論文等:			
	*この棚に記述しきれない場合には、資料を抵付のこと			
出版者				
(既出版物の場合)				
その他	· · · · ·			_

(d) 本学における研究成果

図1 電子図書館システム登録申請書

商業出版物の電子化はむしろ出版社にまかせて図書館 はそれを購入して提供しよう, という考え方を取って おり, 出版社との交渉は行っていない。

文部省高エネルギー加速器研究機構(KEK)では、図書室で受け入れたプレプリントや研究報告を電子化して提供している®。関係者の話では、著作権者である研究者の側からの強い要望によって始まったサービスだそうで、著作権処理に関しては比較的問題が少ないとのことだった。図書室では、他機関からプレプリントや報告書等の寄贈交換の申し入れがあった際、受入資料を電子化してインターネットで広く公開するのが条件であることを相手に伝え、了解してもらっているそうである。この分野では、SLAC(Stanford Linear Accelerator Center)®や CERN¹®といった海外の機関でも活発に同様のサービスが行われており、情報の消費者であると同時に著作権者でもある研究者のニーズに後押しされている強みが感じられる。

5. 今後の課題

電子図書館への登録作業は始まったばかりで、今後 解決すべき問題も山積している。これまで明らかになった著作権処理に関する課題は以下のようなものである。

まず第一に著作者の側にも著作権に関して正しく理解してもらう必要がある。筑波大学における実例だが、学会誌に発表済の論文をまとめて学位論文としたもので、当該学会誌の投稿規定には収録された論文の著作権は学会に帰属するといったような記述があるのに、学会から許可を取らないまま電子図書館への登録申請がなされるといったことがあった。図書館は申請者により著作権処理が済んだものを受け付けるというのが建前だが、申請以前にきちんと著作権処理がされているかいないか関知しないというわけにもいかない。申請者から第三者に著作権が譲渡されている場合、いくら申請者が図書館に利用許諾を与えてもそれは無効である。研究者/著作者自身が著作権に関する意識を高めてもらうよう啓発活動を行う必要がある。

第二に、著作権保護を裏付ける技術の確立である。 筑波大学電子図書館の中核をなすデータは、学内で生産された紙の資料を画像として入力したものであり、 テキスト形式や HTML 形式の文書に比べてデータの 改変がしにくく、著作者人格権(同一性保持)については比較的問題が少ないと考えている。最近研究の進んでいる電子署名や電子すかし¹¹⁾の技術などを取り入れれば、利用者による不当な複製や改変の防止策はさらに強固なものとなるだろう。今後はさらに、HTML やSGMLといった改変しやすい形式によるデータの保護技術も考える必要がある。また、マルチメディア作品など複雑に権利のからんだ著作は、現在のところ筑波大学電子図書館には登録されていないが、将来的にはこうした著作を扱うことも考慮しなければならない。多数の著作物の様々な利用条件をデータベース化し、それに基づいて利用を管理するシステムの例が報告されている¹²⁾が、将来はこうしたシステムを構築する必要も出てくるかもしれない。

第三に、奈良先端科学技術大学院大学の例をご紹介 する際にも触れたことだが、商業的な出版物として流 通しているものをどう取り扱うかという問題がある。 前述の通り,今のところ,筑波大学電子図書館では商 業的な出版物を出版社からの許諾を得て自館で電子化 する予定はないが、将来はこうした計画が持ち上がる かもしれない。例えば、授業などで使われる教科書、 参考書は、これまでの図書館では指定図書のような形 で多数部数を購入して置いたりしているが、これを電 子化して提供すれば学生にとっては福音である。ある いはまた、雑誌の最新号を電子化し、学内ネットワー クを通して研究室から見られるようにすれば、忙しい 研究者には便利なサービスとなる。奈良先端科学技術 大学院大学では利用許諾の取得に苦労しておられるよ うだが、いくつかの大学がコンソーシアムを組んで交 渉に当れば、著作権処理の面で有利になることが考え られる。利用者にある程度の課金をすることによって 著作権料の支払いにあてるといった方法もあり得る。 ただ、こうなると図書館で電子化したデータを他でも 利用したいとか、逆に出版社が利用してビジネスにし たいとかいう話が起こってくることが予想される。出 版社と図書館の役割をどう考えるのか、もう一度整理 が必要となるだろう。

最後に、著作権法の解釈、運用、あるいは法改正に関して、図書館側から声を上げる必要性を強く感じる。研究者の多くは、直接的な代価を求めるよりも、むしろ自分の著作が広く読まれることを望んでいると推測される。著作者も利用者も図書館も望んでいるにもかかわらず、煩雑な著作権処理が壁になって電子図書館への登録が進まないとすれば、大いなる社会的損失である。現行法では著作者から明示的に許諾を得ない限り電子化は不可能なのだが、これを字句通り実行しようとすると、許諾を得るためのコストは非現実的なものとなる。こと学術情報に関する限り、ある程度自由に複製・流通が認められるような法律にできないだろうか。最近よく言われる公正利用 (fair use) の考え方を取り入れるのも有効かもしれない。図書館が利用者の側に立ってそうした要求をしていくことによって、

著作権者側との歩み寄りを果たし,現状を打破しない限り,電子図書館のコンテンツ充実は難しいと言わざるを得ない。

6. おわりに

ここに記した筑波大学電子図書館の著作権処理の仕組みは、森茜 前筑波大学図書館部長(現図書館情報大学事務局長)の強力なリーダーシップのもと、多録件数も徐々に増えており、編集委員会で創刊号からの全著者に葉書を送って許諾を得ていただいた紀要などもある。著作権に関する許諾を得るのに著作者に登録を申請させるという一見奇異な方法で、実際、抵抗を感じるという声が聞こえてくることもあるが、その趣旨への理解を求める努力も今後も続け、立ち上がったばかりの電子図書館を大切に育てて行きたい。

参考文献

1) つくばね (筑波大学附属図書館報). Vol.23, No.4.

(1998) 電子図書館特集.

http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/tsukubane/

- 2) 筑波大学電子図書館システムにおける著作権処理について、つくば、筑波大学附属図書館、1997, 29p.
- 3) http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/cpr link.html
- 4) http://www.nacsis.ac.jp/els/contents-j.html
- 5) http://www.nacsis.ac.jp/els/els-j.html
- 6) http://www.nacsis.ac.jp/els/copy-j.html
- 7) 電子図書館レポート'97. 生駒, 奈良先端科学技術大学 院大学附属図書館, 1997. p.42.
- 8) http://www-lib.kek.jp/publib-j.html
- 9) http://www-spires.slac.stanford.edu/
- 10) http://www.cern.ch/
- 11) 例えば、Mintzer, Fred, et al. "Safegurading Copyrighted Contents: Digital Watermarking" D-Lib Magazine, December 1997, http://www.dlib.org/dlib/december97/ibm/12lotspiech.html
- 12) Alrashid, Tareq M., et al. "Safegurading Copyrighted Contents: Digital Libraries and Intellectual Property Management: CWRU's Rights Management System" D-Lib Magazine, April 1998, http://www.dlib.org/dlib/april98/04barker.html

Special feature: Copyright Part. 4. Digital Libraries and Copyright, Masamitsu KURIYAMA (Division of Library System, Department of the University Library, University of Tsukuba (1-1, Tennodai 1 chome, Tsukuba-shi, Ibaraki 305-8577))

Keywords: Digital Library / Copyright / University Library